

2 消安第 325 号
令和 2 年 4 月 17 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き及び飼養衛生管理基準遵守状況チェック表の改訂について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の徹底につき御協力方よろしく申し上げます。

写

2 消安第 325 号
令和 2 年 4 月 17 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き及び飼養衛生管理基準遵守状況チェック表
の改訂について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

本 2 年 4 月 3 日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 16 号）が公布され、また、それに先立ち、3 月 9 日に新たな飼養衛生管理基準（豚、いのしし）を含む家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年農林水産省令第 14 号）が公布されたことを踏まえ、「家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充及び飼養衛生管理基準の改正を踏まえた遵守指導の徹底について」（令和 2 年〇月〇日付け 2 消安第〇号）により、豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導を依頼したところです。

これらの新たな家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）及び飼養衛生管理基準の内容に合わせ、別添のとおり、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」及び「飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表」を改訂いたしました。

農場指導に際しては、これらのツールを適宜御活用いただくとともに、貴職におかれましては、飼養衛生管理の早期の適正化に向け、万全の体制を整えることについて御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知の発出をもって、「豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成 30 年 12 月 20 日付け 30 消安第 4654 号）については、廃止いたします。